

# 資料編

---



# 1. 第四次北本市総合振興計画基本構想

## 第1章 将来都市像とまちづくりの目標

### 第1節 将来都市像

これまで本市が掲げている将来都市像は「緑にかこまれた健康な文化都市」であり、第四次総合振興計画においても本市の変わることのないまちづくりのテーマとして位置付けます。

将来都市像 緑にかこまれた健康な文化都市

「緑にかこまれた健康な文化都市」とは、誰もが“ずっと暮らし続けたいまち きたもと”といえる、次のようなまちの姿を表したものです。

- ・市民が安心して北本に住み、学び、働き、遊び、充実した生活を送っています。
- ・様々な人が北本に集い、交流しています。
- ・環境と共生した産業が展開し、まちの活力と魅力につながっています。
- ・誰もが健康でそれぞれの個性と能力を発揮し、将来の夢を育み、夢の実現に向け自分を磨いています。
- ・一人ひとりの市民がまちづくりに魅力を感じ、故郷として誇りを持っています。

### 第2節 まちづくりの目標

将来都市像を実現するために、市民と行政の協働を基本理念に次の3つの目標に取り組みます。

「人を育み支え合う都市」の実現

「緑が活きる快適な都市」の実現

「活力あふれる交流都市」の実現

#### ☆「人を育み支え合う都市」の実現

まちをつくり上げるのは人であり、まちは市民の創意、情熱、愛着に支えられ成り立つもので、まちづくりの原点は人づくりといえます。家庭教育、学校教育、社会教育において、市民自らが学び、お互いを高め合う生涯学習のまちづくりを進めます。

次代を担う子どもたちを産み・育てることをみんなで応援します。また、誰もが健康でいきいきと暮らせるように、保健や医療の充実を図るとともに、地域で支え合う福祉のネットワークをつくり上げます。

誰もがまちづくりの重要な担い手であり、みんなの豊かな知識や経験を活かしたまちづくりを進めます。

○未来につなぐ夢のある学びのまち（生涯学習・教育）

○心かよう健やかなまち（保健・医療・福祉）

#### ☆「緑が活きる快適な都市」の実現

本市の貴重な財産である緑と共生した住宅都市として、緑の保全と環境や景観にも配慮したまちづくりを目指します。また、市民が生活を楽しみ豊かさを実感できる魅力ある市街地の形成を図ります。

市民が安心して安全に暮らせるように都市基盤の整備と災害に強い都市づくりを進めます。また、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、人にやさしいまちづくりを目指します。

○緑輝くうるおいのまち（環境・景観）

○快適で安心・安全なまち（都市・生活基盤）

#### ☆「活力あふれる交流都市」の実現

農業・商業・工業を振興するとともに、観光を新たな交流型産業として育成します。また、圏央道のインパクトを効果的に吸収するため、立地条件を活かした新たな企業の誘致を図ります。自治会や地域コミュニティ、NPO等を核に、市民の参加と交流を促進し、元気なまちづくりを進めます。

また、一人ひとりの市民が地域や家庭でも個性と能力を発揮できる社会づくりを目指します。

- 「業」を耕す活力のまち（産業）
- みんなでつくる参加と交流のまち（市民自治）

## 第2章 将来フレーム

### 第1節 将来人口

人口減少の時代を迎え、このまま推移すれば本市の人口も減少していくことが予想されます。その中で、本市は選ばれ続けるまちづくりを目指し、住みたくなる・交流し合う・暮らし続ける施策展開を図り、将来人口は71,000人を目標とします。

### 第2節 土地利用構想

#### 1 土地利用の基本的な考え方

- ・コンパクトシティの考え方に立ち、『暮らし続けたいまち』としてのレベルアップを図ります。
- ・昼夜間人口構造の変化、世帯数の増加、交流人口の拡大を見込み、既存の開発用地や都市施設の活用を軸に、安全・快適・活力を備えた効率的な土地利用を目指します。
- ・市の活力維持に資する一層の土地の有効利用の推進、地域の良い自然資源の保全と活用を進めます。
- ・健康で文化的なまちを目指す上では、まちの景観の重視、土地利用の適正化、環境や人にやさしいまちづくりなど、質重視の視点を強化します。

#### 2 都市軸と拠点づくりの考え方

##### ・北本の都市軸（東西・南北軸）の形成

本市の都市軸として、まほろばの郷、北本自然観察公園～市役所・文化センター、北本駅～北本総合公園を結ぶ『東西軸』と、中山道や北本中央緑地によって形成される『南北軸』を中心に、都市軸を人の交流軸として形成します。

##### ・拠点とゾーンの明確化

##### ◆行政文化拠点

市役所、文化センターを中心に、市民の交流の核として機能を充実します。

##### ◆健康・スポーツ拠点

体育センター、北本総合公園を中心に、市民のスポーツ・レクリエーション、健康づくりの拠点として利用を促進します。

##### ◆環境保全・交流ゾーン

北本自然観察公園、まほろばの郷、荒川等の自然環境を活かし、市民と来訪者の憩い・交流の場として環境整備に努めます。

##### ◆南部地域の拠点づくり

圏央道の整備に伴い、本市の立地条件を活かし新駅構想周辺の商業・業務地、複合的な開発地を位置付け、各拠点の適切な土地利用と特色ある機能の導入を図ります。

##### ◆北部地域の拠点づくり

深井地域の商業施設の立地に伴い、農地、商業地、住宅地の位置付けを明確にし、特色を活かした土地利用の誘導を図るとともに、交通環境の改善を進めます。また、地産地消の拠点施設である農業ふれあいセンターは、市民交流の拠点として役割を充実します。

#### 3 土地利用別整備方向

土地利用別の整備方向は次のように定めます。

区 分	整備方向
住宅地	・美しい景観を重視し、緑や花を育てるなど、快適でゆとりある住宅環境の整備を推進します。
商業・ 業務地	・北本駅周辺の中心市街地として、駅前空間の交流や道路沿道の有効活用などをふまえた賑わいづくりとともに、新駅（構想）周辺に「まちの駅」的な機能の導入を検討します。
工業地	・圏央道のインパクトを効果的に吸収するために、工業導入促進のための条件整備を進めます。
農地	・優良農地の保全や観光農業等の推進を図るとともに、今後の動向を見極め、適正な土地利用に努めます。
公園・緑地	・景観、健康づくり、レクリエーション、防災、交流の場等多面的な利用を推進します。
複合的な 開発地	・交通利便性向上を見込み、研究・福祉・文化機能の充実並びに周辺地域の発展及び活性化に寄与する核となる産業施設の誘導を図るとともに、周辺の農地や住宅地との調和を図ります。
住宅環境 誘導地	・市街化調整区域で住宅が集中しており、既存の住宅地の環境整備に努めます。
土地利用 誘導地	・市街化調整区域内で市街化の進行がみられる区域であり、農・商・住等のバランスの取れた土地利用を誘導します。
公共施設 利用地	・市役所、文化施設、教育施設等の用地として、環境整備の充実に努めます。
沿道サー ビス地	・国道 17 号及び南大通線については、沿道型サービス施設の誘導を図ります。

### 第 3 章 施策の大綱

#### 第 1 節 未来につなぐ夢のある学びのまち（生涯学習・教育）

##### ◆市内全域を学びの場とするまちづくり

“人づくりはまちづくり”の考え方から、本市の学校、自然、歴史、生活、産業などを市民の豊かな学びの場（キャンパス）として活用するとともに、市民の知識や技術、学習成果をまちづくりに活かす機会をつくり出します。

##### ◆家庭・学校・地域で子どもたちを育むまちづくり

子どもたちが、健康で楽しく学びながら個性と能力を伸ばし、生きる力と将来の夢を育てていくことができるよう、地域・家庭とも連携し、安全で快適な学校づくり、地域に根ざした教育を進めます。

#### 1 生涯学習の推進

市民が生涯を通じて学び、個性や能力を磨くための様々な学習環境づくりを進め、その成果が地域での福祉活動やコミュニティ活動、教育活動などに活かされるよう（仮称）生涯学習市民大学を支援します。そして、市民が主体者となって幸せを実感できる生涯学習のまちづくりを進めます。

#### 2 学校教育の充実

就学前からの教育や子育て支援ニーズに対応するため、幼稚園の支援を図るとともに、幼児期から学齢期への連続性のある教育を目指し、保育所、幼稚園と小学校との連携に努めます。

児童・生徒一人ひとりが心身を鍛え、学力を高められるよう、各学校の教育力の向上、教育内容の充実、小・中学校の連携、施設・設備の整備を進めます。家庭、地域と連携して子どもたちを育み、地域に根ざした教育を進め、開かれた学校づくりを推進します。

#### 3 青少年の健全育成

少子化や核家族化が進む中で、青少年一人ひとりが豊かな人間性や社会性を育めるよう、家庭教育の支援や青少年活動団体の支援、指導者の養成に努めます。また、家庭、学校、地域、企業、行政が連携して、様々な参加・体験機会を充実するとともに、社会環境の浄化活動を推進します。

#### 4 社会教育の充実

市民の多様な学習ニーズに応え、公民館や図書館等の機能の充実と社会教育団体や指導者の養成、人権教育の推進等、市民との協働により社会教育を推進します。

#### 5 文化・スポーツ活動の推進

市民が文化活動やスポーツ・レクリエーション活動等を実践、交流する機会の充実を図り、生きがいや健康づくりを支援するとともに、すぐれた芸術や文化、スポーツにふれ、学び、創る機会を拡充し、市民参加によるきたもと発の新しい文化、市民スポーツを創出します。

#### 6 文化財の保護・活用

本市に所在する埋蔵文化財、民俗文化財、郷土芸能などの文化遺産を後世に引き継ぐため、収集・保存するとともに、市民に公開・展示し、活用を図ります。また、雑木林、湧水などを保全し、文化的資産とのネットワーク化を図り、文化に親しめる環境をつくります。

### 第2節 心かよう健やかなまち（保健・医療・福祉）

#### ◆やさしい心がかようまちづくり

市民の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域福祉のまちづくりを推進するとともに、多様な福祉ニーズに対応できる体制の確立に努めます。

#### ◆健やかに暮らせるまちづくり

健康に対する意識がますます高まる中、市民一人ひとりが主体的に自らの心身の健康を維持・増進していくことができるよう支援するとともに、生活習慣病の予防対策や保健・医療の連携体制を充実します。

##### 1 地域福祉の推進

市民が住み慣れた地域社会で生涯を通じて安心して暮らせるよう、市民や関係機関との協働による地域福祉の充実を図ります。そのために、地域福祉を担う主役としての市民の意識啓発に努めます。

社会福祉協議会や自治会、NPO、ボランティア等の地域活動・福祉活動に対する支援を行うとともに、市民、地域、行政が一体となった総合的な地域ケアシステムの構築を図ります。

##### 2 保健・医療の充実

市民自らが健康の維持・増進のための主体的な健康づくりに取り組むよう、健康意識の啓発と地域の組織づくりを推進するとともに、生活習慣病等の予防対策に重点をおいた保健・医療対策の充実に努めます。乳幼児から高齢者まで多様な保健・医療ニーズに対しては、医療機関等との連携強化を図り、疾病の予防、早期発見、早期治療を推進するとともに、生涯にわたる健康づくり体制の確立に努めます。

##### 3 子育て支援の充実

次代を担うすべての子どもたちを安心して健やかに育てられるよう、「次世代育成支援行動計画」に基づく相談体制や子育て支援体制の充実に努めます。

ライフスタイルの多様化に対応した保育サービスの充実を図るとともに、放課後児童対策など、子どもが安全に豊かな時間を過ごすことができる環境づくりに努めます。

##### 4 高齢者福祉の充実

高齢者が生きがいを持っていきいきと暮らせるよう、自主的な地域活動や社会参加などへの支援の充実に努めます。

すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉の連携強化に努めるとともに、「高齢者保健福祉計画・介護保険計画」に基づく介護予防対策や認知症対策等を推進し、福祉・介護サービスについては、継続的な基盤整備とともに、その向上を目指した高齢者福祉体制の充実に努めます。

#### 5 障害者（児）福祉の充実

障害の有無、程度に関わらず誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進します。そのため、ともに生きる社会づくりの理念に基づき市民意識の啓発を図るとともに、ハード面・ソフト面のバリアフリー化に努めるなど、障害者が自立した生活ができるよう支援していきます。障害の早期発見、療育環境の整備に努めるとともに、障害福祉サービス・施設や指導体制等の充実に努めます。

#### 6 社会保障制度の充実

すべての市民が安心して暮らせるよう、国民健康保険制度等の社会保障制度の充実とともに、制度の普及、啓発に努めます。

国民健康保険制度、介護保険制度については、保険税、保険料の収納率の向上に努め、事業の安定的運営体制の確立を図ります。

### 第3節 緑輝くうるおいのまち（環境・景観）

#### ◆緑輝くまちづくり

本市の財産である緑の環境の保全・活用を基調に、バランスある土地利用と、都市景観の形成を通じ、美しい住宅都市としての魅力を高めます。

#### ◆環境にやさしいまちづくり

豊かな緑を次代へと引き継いでいけるよう、多様な生物が棲む市内の自然環境を知り、守り育てていくとともに、資源を大切に、ごみの減量やリサイクルを推進するなど、環境にやさしいまちづくりを進めます。

##### 1 バランスある土地利用の推進

緑の環境の保全を基本に、本市にふさわしい産業の配置、良好な市街地の形成など、北本市都市マスタープランに基づき、計画的な土地利用を図ります。

##### 2 豊かな住環境と都市景観の形成

うるおいのある都市空間を創出するため、緑地や農地などと調和した緑豊かな住環境の整備を進めるとともに、地域特性を活かした都市景観の形成を図ります。

そのためには市民一人ひとりの景観やまちづくりへの意識が大切であり、生涯学習活動などとも連携した啓発事業等を推進し、住宅都市にふさわしい住環境の質を高めます。

##### 3 資源循環型の環境にやさしいまちづくり

環境への負荷の少ない地域社会を実現するために、ごみの減量・再資源化を推進するとともに、快適で美しいまちをつくるために、環境美化運動を市民ぐるみで取り組みます。市民生活や産業活動のあらゆる場面で、資源・エネルギーの使用抑制、環境負荷の軽減を進めるとともに、ごみ処理については、広域による体制づくりを推進します。

また、公共下水道未整備地域については、水質保全を図るため、合併処理浄化槽の設置を推進します。

##### 4 公園・緑地の整備

市街地の身近な公園、緑地空間を整備、保全するとともに、生産緑地の活用を図ることにより、緑の空間を形成していきます。また、緑化意識の高揚を図り、市民が多様な動植物の棲む緑の自然環境を知り、守り、楽しみ、学ぶ活動を支援するとともに、市民が緑を創出していく活動を全市的に広め、緑のネットワークを形成します。

#### 第4節 快適で安心・安全なまち（都市・生活基盤）

##### ◆快適・便利なまちづくり

ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、誰もが快適で、便利な生活を送ることのできる都市環境づくりを進めます。

##### ◆安心・安全なまちづくり

防災・防犯面の強化と、高齢者や子ども、障害者等へのやさしさを備えた、安心・安全なまちづくりを、市民とともに進めます。

##### 1 市街地の整備

住宅系利用を中心とする快適な市街地形成とともに、駅周辺や中山道及び国道17号沿線の買い物・交流環境を整備し、住む人に便利、訪れる人に魅力的な都市づくりを推進します。

圏央道とJR高崎線の交差する周辺地域には、新駅の開設等新たな賑わいの形成や適切な企業導入を目指し、土地区画整理事業等の整備を進めます。

##### 2 道路・交通体系の整備

圏央道、上尾道路及び県道の整備促進を関係機関に要望します。都市計画道路の事業化路線の早期完成に努めるとともに計画的な整備を図ります。生活道路につきましては、交通安全施設等を配置し、安全性に配慮した整備を図ります。

市民の足を支えるバス路線の維持・拡充に努めるとともに、高崎線の新駅設置や輸送力増強など、公共交通ネットワークの充実を目指し、交通の利便性向上を高めます。

##### 3 上・下水道、河川の整備

安全な水の安定供給を維持するため、水源の確保、施設の整備を図るとともに、公共下水道の整備、雨水の再利用化の促進などを図り、上・下水道の管理運営体制の充実、望ましい水利用環境づくりに努めます。

河川については、関係機関と連携しながら災害に強い整備・改修、水質保全、水辺環境の活用等に努めます。

##### 4 防犯・交通安全の推進

警察その他の関係機関と連携し、市民の防犯意識の高揚、地域防犯組織の育成など地域ぐるみの活動を支援するとともに、安心・安全なまちづくりを進めます。また、犯罪被害者の支援に努めます。

子どもや高齢者を対象とした交通安全教育を推進し、交通安全意識の啓発に努めるとともに、交通安全施設の整備、交通規制の見直し等を推進します。

##### 5 防災・消防の充実

災害から市民の生命と生活を守るため、防災施設の充実を図るとともに、市民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成、関係機関との連携、危機管理体制の確立に努めます。

#### 第5節 「業」を耕す活力のまち（産業）

##### ◆地域産業・交流産業を振興するまちづくり

本市の立地や緑の環境を活かし、既存の農業、商業、工業の活性化と新たな産業の育成を図るとともに、それらの複合的な展開を促進し、個性のある地域産業を形成します。

##### ◆「業」を育むまちづくり

勤労者が時代の変化に対応し、仕事を確保・継続していくための支援を図ります。異業種交流、産学官共同体づくりとともに、市民の豊富な知識・技術・意欲を活かせる体制づくりを進めます。



## 1 総合的な産業の振興

圏央道のインパクトを効果的に吸収するために企業の誘致、中小企業や個人の市場対応力の強化、産業間の連携など、本市の特性を活かした新たな産業と既存産業双方の育成体制を築くための産業振興ビジョンを明確にするるとともに、産業関連団体との連携を強化します。

## 2 農業の振興

首都近郊の農業地域として、立地特性を活かした作物の産地形成、高齢化・兼業化に対応した効率的な営農体制の確立を図るとともに、観光との連携、地産地消の促進に対応した営農体制を推進します。

## 3 商業・サービス業の振興

北本駅周辺については、商業基盤の整備を図り、商業・サービス機能の充実に努め、観光客も訪れるような魅力あるオリジナル商品開発や個性ある店舗づくりを推進します。また、新駅予定地周辺には、新たな商業・業務地としての整備を図るとともに、国道や南大通路へのサービス業を適切に誘導します。

## 4 工業の振興と新たな企業の誘致

圏央道や北里研究所等を活かした新たな企業の誘致を積極的に図るとともに、既存工業の先端技術化や高度情報化を図り、工業の質的転換を図ります。また、中小企業に対して、経営指導・人材の育成等により経営環境の改善を促進します。

## 5 観光・交流産業の振興

本市の恵まれた自然環境を活かし、産業間の連携を図り、総合的な交流型産業として観光を捉えていきます。そのため、関連団体との連携のもとに、市民、来訪者が自ら楽しめるまちづくりを推進します。

## 6 就労対策

雇用の安定と拡充を図るとともに、働く人の健康管理の充実及び子育てや介護にも対応できる柔軟な勤務体制の推進など、勤労者・自営業者の福祉向上を目指します。特に、若者が働くことに意欲を持てるよう、学校、家庭、企業と連携し、子どもの頃から働くことの大切さを学ぶ機会の拡充に努めます。

## 第6節 みんなでつくる参加と交流のまち(市民自治)

### ◆互いが尊重し合い、参加・交流の中で力を引き出す協働のまちづくり

様々な立場の市民やまちを訪れる人々が互いに尊重しあいながら参加・交流し、力を活かしながら、暮らしやすい協働のまちづくりを進めます。

### ◆それぞれが理解し尊重し合う、開かれたまちづくり

性別、生い立ち、国籍、障害の有無などの差異に基づく偏見や誤解をなくし、市民一人ひとりが尊重し合うことができる、開かれたまちづくりを目指します。

#### 1 暮らしと参加・交流の場としての地域コミュニティづくり

地域コミュニティ活動の活性化を図り、それぞれの圏域の課題解決や安全で心が通い合う近隣社会の形成を促します。このため、地域コミュニティをこれからのまちづくりの受け皿として捉え、参加・交流活動を支援していきます。また、地域組織の連携の強化を図りつつ、特色ある地域コミュニティと行政による協働体制の確立を目指します。

#### 2 平和と人権を尊重するまちづくり

平和と人権の尊重は市民をはじめすべての人々の願いです。世界連邦平和都市宣言、非核平和都市宣言、人権尊重都市宣言の決議を踏まえ、関係機関や団体と連携しつつ、平和と人権を守るための意識啓発や教育等を充実することにより、互いが尊重し合うことのできるまちづくりを進めます。

#### 3 男女共同参画社会の推進

男女の人権が尊重され、かつ、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現するため、男女が性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができるよう、総合的・計画的に男女共同参画を推進します。

#### 4 国際化への対応

市民の国際理解を深め、国際社会の一員としての認識を高めることができるよう、国際理解教育や交流機会の提供に努めます。外国人にも暮らしやすい環境づくりや国際交流の促進を図ります。

#### 5 消費生活における安心の確保

市民一人ひとりが豊かに安心して消費生活を営むことができるよう、消費者意識の啓発に努めるとともに、複雑化する消費生活の中で消費に関わる被害を防止し救済が図られるよう、消費生活相談・苦情処理を充実します。

## 第4章 計画の推進に向けて（行財政）

### 第1節 都市経営体制の確立

#### ◆市民・行政による協働のまちづくり

「市民と行政はまちづくりのパートナー」という認識を育て、市民と行政の協働のまちづくりを進めます。

#### ◆行財政改革の推進

新しい地方自治・都市経営を担うための行財政システムを構築していきます。

##### 1 市民参加の促進と協働体制の強化

これからのまちづくりには、市民の参加、市民と行政によるパートナーシップの発揮は不可欠です。このため市民のまちづくりへの参加に必要な情報の公開と提供、広報・広聴等の充実を図るとともに、幅広い市民の参加体制づくりを進めます。

市民が自ら地域課題を解決できる体制づくりとして、コミュニティ活動の促進、NPO等の育成や連携など市民活動への支援を図ります。

##### 2 行財政改革の推進、地方分権化社会にふさわしい自治体制づくり

厳しい行財政の現状と見直しに対応するため、行政改革推進大綱及び計画に基づき施策の重点化、業務の効率化、健全性を重視した財政運営、市民との協働などを進めます。また、新しい公共のあり方を模索するとともに、今後の国・地方における改革への対応と合わせ、地方分権社会にふさわしい自治体制づくりを目指します。

##### 3 柔軟な行財政執行体制の整備と内部管理の充実

市民ニーズの複雑・多様化に対応し、これからの公共を担う組織にふさわしい効率的で機能的な組織づくりと職員の資質向上、適正な定員管理と適正配置に努めます。また、市民サービスと行政運営の基盤となる新庁舎を整備し、総合的かつ弾力的な行財政運営に向けた情報通信基盤の整備、事務処理の電算化を進めます。

##### 4 広域行政の推進

生活圏の拡大や行政ニーズの多様化に対応するため、埼玉県中央広域行政推進協議会や埼玉県央都市づくり協議会等の活動を中心として、事務事業の広域対応を進めるとともに、行政情報の交換、交流、公共施設の広域利用や管理事務の共同化などを進めます。また一部事務組合については、事務の合理化、広域的に取組む必要性のある事業の連携を要請します。

今後の行財政需要の高まりに対しては、市民の意向を確かめつつ、近隣市町村との合併を含む望ましい行政のあり方を探ります。

## 第2節 計画の進行管理（進行管理）

### ◆総合振興計画の適切な進行管理

市民と行政が共有するまちづくりのマスタープランとして、総合振興計画の適切な実行に努め、また市民への説明に努めます。

### ◆総合振興計画の評価と運営管理

各基本計画の適切な実施とその評価、施策事業の見直しと次期計画運営への反映などに努めます。

#### 1 総合振興計画の適切な進行管理

総合振興計画に盛り込まれた施策・事業と年度毎の行財政力のバランスの点検、また経済社会環境の変化等への対応を含む計画管理を行うため、適切な進行・管理システムの導入と計画実施への反映、市民への説明に努めます。このため、市民と行政による進行管理体制の確立と運用を目指します。

#### 2 計画の実施・達成度評価や数値目標の評価による計画管理の充実

目標管理を重視した計画運用を実現するため、基本計画に掲げる施策・事業の実施・達成についての評価を行います。また、市民意識調査による市民満足度の把握や数値目標の検討などを行い、次期計画策定に反映します。

## 第5章 地域別まちづくりの方向

### 1 中丸地域

中丸地域は、地域の中心部を南北に国道17号が走り、東側が市街化調整区域で農地が広がり、西側が市街化区域で住宅地となっています。地域の特徴は、農地や生産緑地をはじめ、北本中央緑地、中丸緑地公園、中丸スポーツ広場としての緑が多いこと、健康増進センターや中丸公民館、中丸東小学校など公共施設が中丸ふれあい通りにまとまっています。

このようなことから、地域の緑地や農地と調和した住環境の整備として市街地の整備、道路・交通環境の改善に努めます。特に、隣接する桶川市内に圏央道インターチェンジが整備されることから、周辺の土地利用の適正化と都市基盤整備を進めます。

地域としては、地域の祭りや防犯活動などのコミュニティ活動を活発にするとともに、子どもから大人まで祭りや遊びを通じて交流を深めます。

### 2 中央地域

中央地域はJR高崎線を挟み両側に広がる地域で、北本駅を中心に市街地を形成、市の中心部に位置しています。長年の懸案であった駅東口広場の完成により、市の玄関として東西の駅前広場が整いました。地域の特徴は、駅を中心に商業地が広がりスーパーなどのショッピングセンターやマンションが立地しています。寺社等の緑や文化財が地域の憩いの場となっています。

このようなことから、北本駅周辺地区を商業・業務の拠点として商業・サービス機能の充実を図り、人が出会い、集える場として活力と魅力あるまちづくりに努めます。また、地域の幹線道路である中山道と中央通線の整備、市街地の生活道路の改善や緑地の保全などの環境整備、まち並みの景観に配慮したまちづくりを進めます。

地域としては、コミュニティ活動が地域の資産という考えから、地域防犯活動を通じて市民の交流を深め、若い人、新しい住民の地域活動への参加を促します。

### 3 東地域

東地域は、市の東部に位置し、国道17号が南北に走り西側が市街化区域、東側が市街化調整区域となっています。地域内には、北本総合公園や体育センターをはじめ、宮内スポーツ広場、宮内公園、宮内緑地公園など市

民のスポーツや健康づくり、憩いの場になっています。また、優良な農地を活用したハウス園芸や露地野菜の生産が盛んであるとともに、地域の東部周辺に工場が立地しています。

このようなことから、市としての生産活動、特に農業、工業の振興を図るため、農業・工業系の土地利用を明確にし、適正な土地利用を誘導します。また国道 17 号東側で住宅が集中している地域は、住宅地の環境整備に努めます。

地域としては、北本総合公園や体育センターを活用した“歩け歩け運動”や地域防犯活動が盛んになってきており、“地域住民の健康増進”を目標に自治会やコミュニティ活動としての定着を進めます。

#### 4 東間深井地域

東間深井地域は市域の北部に位置し、国道 17 号が地域の中央を南北に走っています。土地利用は、農業、工業、住宅系が中心ですが、工業系の土地利用は、工場等の移転等から住宅地利用となっています。また、北部の深井地域には、商業系の利用も進んでいます。

このようなことから、住宅地、農地、商業地としての適正な土地利用の誘導を図ります。特に、国道 17 号西側の市街化調整区域は市街化の進行が見られる区域でもあり、農・商・住等のバランスの取れた土地利用を目指します。また、生活道路や交通環境の整備と緑地の保全に努めます。

地域としては、コミュニティ活動が活発なことから地域の防犯活動等を通じて子どもたちの安全対策に取り組めます。

#### 5 南部地域

南部地域には南北に J R 高崎線が走り、市街地としては北本中央緑地をはじめ、雑木林や屋敷林が点在し緑が残されています。この地域には、土地区画整理事業、新駅構想、圏央道の整備といった大規模な事業が計画されています。二ツ家地域の中山道沿いには、商業系の進出もあり賑わいを見せています。

このようなことから、土地区画整理事業、都市計画道路等の基盤整備を進めます。また、新駅予定地周辺を新商業・業務地としての新しい機能を導入します。さらに地域内には、住宅地の一部に建築協定を締結して良好な住環境を形成している地区があることから、住民の意向に沿って地区計画制度や建築協定等の活用を図ります。

地域としては、緑の多く残る住宅地であり、住民の若さ、賑やかさ、活気もあることから、住民参加を地域の目標に、地域活動を活性化して防犯活動や地域のまちづくりに取り組みます。

#### 6 本町西高尾地域

本町西高尾地域は J R 高崎線の西側に位置し、北本駅から近いこともあり地域の大部分が市街化区域の低層住宅地となっています。住宅地は、大規模団地として開発された地域や建築協定を結んでいる地域もあり、生垣等も整備され、良好な住環境を形成しています。また、市役所や文化センター等があり、行政文化の拠点ともなっています。

このようなことから、市役所、文化センター等を中心に行政・文化の拠点機能を充実するとともに、良好な住宅地として、生活環境の整備や緑地等の保全を図ります。

地域としては、防犯・防災活動を推進するとともに、高齢化率の高い地域でもあることから、身近な場所に高齢者等の交流の場を設け、地域支援を進めます。

#### 7 西部地域

西部地域は西側に荒川が流れ、武蔵野の面影を残す雑木林と農地が広がる地域です。また、荒川沿いの地域には、国指定の天然記念物の石戸蒲ザクラや歴史的文化財が多く点在するとともに、自然観察公園、高尾さくら公園、野外活動センター、高尾宮岡ふるさとの緑の景観地など公共施設や緑地も豊富です。

このようなことから、荒川沿い周辺を環境保全・交流ゾーンとして位置付け、市民と来訪者の憩いと交流の場として環境整備に努めます。また農地を活用した観光農園等を充実します。さらに石戸地域で住宅地が集中して

いる地域を住宅環境誘導地として位置付け、住宅地の環境整備に努めます。

地域としては、観光農園等を振興し、桜や文化財を守るとともに、防犯・防災活動の推進等、地域の取り組みを幅広い交流活動につなげます。

## 8 公団地域

公団地域は昭和 46 年に現在のUR都市機構によって建設された北本団地と平成 6 年に建設されたグリーンハイツ北本によって形成されています。地域内は樹木も多く自然環境は良い地域ですが、賃貸住宅の世帯が 2 千世帯以上を占めていることから、転入転出が多いことが特徴といえます。

このようなことから、地域の安全性を高めるため、生活道路の保全と交通環境の充実に努めます。また、高齢者が増加している地域でもあり、高齢者の支援体制を充実します。

地域としては、“安心・安全・快適”を目標に子どもたちの見守り活動など防犯活動の推進、防災対策としての自主防災活動を充実します。また地域活動により子どもから大人まで幅広い交流を進めます。

## 2. 北本市総合振興計画審議会規則

平成 21 年 9 月 30 日

規則第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北本市執行機関の附属機関に関する条例(昭和 56 年条例第 26 号)第 3 条の規定に基づき、北本市総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、諮問する事項が生じたときに、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 公募による市民

(任期)

第 3 条 委員の任期は、前条第 2 項の規定により委嘱された日から当該諮問に係る審議が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、総合政策部政策推進課において処理する。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

### 3. 後期基本計画諮問

北総政発第 97 号

平成24年1月24日

北本市総合振興計画審議会

会長 高橋重光様

北本市長 石津賢治

第四次北本市総合振興計画後期基本計画（案）について（諮問）

北本市執行機関の附属機関に関する条例に基づき、第四次北本市総合振興計画後期基本計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

## 4. 後期基本計画答申

北総計審収第 1 号

平成24年2月15日

北本市長 石津 賢治 様

北本市総合振興計画審議会

会長 高橋 重光

第四次北本市総合振興計画後期基本計画（案）について（答申）

平成24年1月24日付け北総政発第97号で諮問のありました第四次北本市総合振興計画後期基本計画(案)について、当審議会で慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

答 申

当審議会は、市長から諮問された第四次北本市総合振興計画後期基本計画（案）について、慎重に審議した結果、おおむね妥当であると認める。

今後、計画の推進にあたっては、本市の将来都市像である「緑にかこまれた健康な文化都市」の実現に向け、市民と行政の協働を基本理念に今後のまちづくりに努めるとともに、別紙の当審議会意見に十分配慮され、計画の実現に努められたい。



1 「未来につなぐ夢のある学びのまち」について

地域に根ざした特色ある学校づくりを進めるとともに、青少年のさらなる健全育成に向け、行政も含め横断的に他の関係団体等との連携を深め、行政と市民との協働の理念の基に、施策の一層の推進に努められたい。

2 「心かよう健やかなまち」について

今後さらに少子高齢化が進む中で、全ての市民が安心して生活できるよう、産科医療機関等の減少問題への取り組み、地域の実情に合わせた多様なニーズに対応した子育て環境の整備、地域みんなで支え合う体制の整備など総合的な施策を展開し、高齢者にやさしく、若い世代に魅力あるまちづくりに努められたい

3 「緑輝くうるおいのまち」について

土地利用構想に掲げている「コンパクトシティ」の考え方に基づいたまちづくりを今後も推進するとともに、農地や自然環境の保全、美しい景観の創出、更なるごみの減量化に努められたい。

4 「快適で安心・安全なまち」について

東日本大震災の経験を踏まえ、今後発生することが予想されている首都圏直下型地震等を想定したより実践的な訓練を行うとともに、災害時における行政と市民の役割を明確にし、市民の生命・身体を守る施策の推進に努められたい。

5 「「業」を耕す活力のまち」について

農業後継者の問題や、遊休農地の活用等多くの自治体も同様に抱えている諸問題について、行政、市民、農業関係団体と連携し、課題の解決に向けた施策の推進に努められたい。

6 「みんなでつくる参加と交流のまち」について

東日本大震災を契機に地域のつながりが重要視されてきており、市民が主体的に参加し、地域みんなで支え合い、誰もが安心・安全に暮らせる環境づくりに努められたい。

7 「計画の推進に向けて」について

市民に分かりやすい情報提供を進め、更なる市民参画・協働の推進、効率的な行政運営を進めるため、合併を含め広域行政について検討されたい。

## 5. 第四次北本市総合振興計画後期基本計画策定市民会議設置要綱

(目的)

第1条 第四次北本市総合振興計画後期基本計画を策定するにあたり、市民参画を推進し、北本市が抱える課題等について広く市民から提言を求め、これを計画に反映させることを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、第四次北本市総合振興計画後期基本計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(設置期間)

第3条 市民会議の設置期間は、市民会議の開始の日から終了する日までとする。

(構成)

第4条 市民会議の委員は、別表のとおりとし、市長が委嘱する。

(所掌事務)

第5条 市民会議は次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 北本市が抱える課題について意見を述べること。
- (2) 今後重点的に実施する必要がある施策・事業等について意見を述べること。

(会長及び副会長)

第6条 市民会議に会長及び副会長を置き、会長については委員の互選により、副会長については会長の指名によりこれを定める。

2 会長は会議を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 市民会議は、市長が招集し、会長が市民会議の議長となる。

(謝礼)

第8条 市民会議に出席した委員には、予算の範囲内において謝礼を支給するものとする。

(事務局)

第9条 市民会議に関する事務は、総合政策部政策推進課が所管する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は市長が定める。

附則

この要綱は平成23年7月15日から施行する。

## 6. 第四次北本市総合振興計画後期基本計画策定委員会等の設置に関する要綱

(設置)

第1条 第四次北本市総合振興計画後期基本計画（以下「計画」という。）の策定のため、第四次北本市総合振興計画後期基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の補助機関として、第四次北本市総合振興計画後期基本計画策定幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の基本的な策定方針の企画及び審議に関すること。
- (2) 計画の最終的な総合調整及び策定に関すること。
- (3) その他、計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会の構成員は、別表第1に掲げるとおりとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長に副市長の職にあるものをもって充て、副委員長は委員長が指名したのものをもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半が出席しなければ開くことができない。

(幹事会の事務)

第7条 幹事会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の素案を作成すること。
- (2) 委員会に意見を述べること。

(幹事会の構成)

第8条 幹事会の構成員は、別表第2に掲げるとおりとする。

(幹事長及び副幹事長)

第9条 幹事会はそれぞれ幹事長及び副幹事長を置き、別表第2に定める者をもって充てる。

- 2 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。
- 3 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(幹事会の会議)

第10条 幹事会の会議は、幹事長が招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第11条 委員会及び幹事会の庶務は、総合政策部政策推進課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

## 7. 国・県への要請

後期基本計画の実現にあたり、財政の援助及び公共投資などを、国・県及び関係機関に要請する。

### (1) 国に対するもの

- ・ 妊婦健康診査臨時特例交付金の継続
- ・ 子ども医療費助成の新設
- ・ 国民健康保険財政基盤の強化
- ・ 国民年金制度の改善・充実
- ・ 首都圏中央連絡自動車道の早期開通
- ・ 上尾道路の建設促進
- ・ 荒川の整備・改修
- ・ 浸水対策の要請
- ・ 交通遺児対策の強化

### (2) 県に対するもの

- ・ 子ども医療費助成の拡充
- ・ 国民健康保険制度の広域化推進
- ・ 中山道地域の景観まちづくりへの支援
- ・ 北本市自然観察公園の早期完成
- ・ 中山道の早期整備
- ・ 県道の整備促進
- ・ 南大通線（県道下石戸上菖蒲線）の国道 17 号以東への延伸
- ・ 赤堀川・江川の整備・改修
- ・ 交番体制の充実

### (3) 公共企業体に対するもの

- ・ J R 高崎線の輸送力増強
- ・ J R 高崎線の新駅設置
- ・ バス路線網の充実

## 8. 第四次北本市総合振興計画後期基本計画期間内に策定する計画一覧

計画名称	内 容	掲載章節
第三次北本市 生涯学習推進計画	生涯学習によるまちづくりを総合的・計画的に推進するための計画	1 章 1 節
北本市 教育振興基本計画	教育基本法第 17 条第 2 項に基づく、本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画	1 章 2 節
北本市 スポーツ推進計画	スポーツ基本法第 10 条に基づき、北本市におけるスポーツ活動を推進するための基本的な方向性を定める計画	1 章 5 節
地域福祉計画	地域社会における住民福祉の向上のため、市民と行政の協働により、地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための計画	2 章 1 節
健康増進計画、 食育推進計画	市民の健康づくりを総合的に推進する指針として策定するもので、健康づくりや食育に関する正しい知識の普及・啓発をおこない、既に実施している事業との連携を図りながら、積極的に事業を推進するなど、乳幼児から高齢者までの幅広い世代の市民の健康づくりを推進することを目的として、食育推進計画と併せて作成する。	2 章 2 節
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	平成 27 年度から平成 30 年度までの北本市における総合的・計画的な高齢者施策を推進するための計画、同年度における介護保険の安定的事業運営を目的とする計画	2 章 4 節
第四期障害福祉計画	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の必要量の見込み、提供体制の確保に関する計画	2 章 5 節
北本市 第 2 期特定健康診査等 実施計画	国の参酌基準である①特定健康診査受診率②特定保健指導実施率③メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率を達成するために行う、平成 25～29 年度 5 カ年の特定健康診査、特定保健指導等の実施計画	2 章 6 節
北本市男女共同参画プ ラン(第四次北本市男 女行動計画)	男女の人権が尊重され、かつ、少子高齢化等の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現するための計画	6 章 3 節
北本市市民公益活動 推進計画	地域における最良のサービスと活動が行われるよう、また、市民の力が存分に発揮される地域社会を築くための計画	7 章 I 1 節
第五次北本市 行政改革推進計画	平成 25 年度からの行政改革を具体化する計画	7 章 I 第 2 節
第五次北本市 総合振興計画	まちづくりの総合的・基本的な計画	7 章 II 2 節

## 9. 策定経過

平成23年	
5月 19日	計画策定業務委託契約締結
6月 15日	市民意識調査（開始）
7月 4日	市民意識調査（終了）
7月 19日	第1回第四次北本市総合振興計画後期基本計画策定委員会
9月 27日	第1回第四次北本市総合振興計画後期基本計画策定市民会議
9月 29日	第2回第四次北本市総合振興計画後期基本計画策定市民会議
10月 5日	第3回第四次北本市総合振興計画後期基本計画策定市民会議
10月 12日	第1回第四次北本市総合振興計画後期基本計画策定幹事会（教育部門）
10月 19日	第2回第四次北本市総合振興計画後期基本計画策定幹事会（教育部門）
10月 25日	第2回第四次北本市総合振興計画後期基本計画策定委員会（教育部門）
10月 26日	第1回第四次北本市総合振興計画後期基本計画策定幹事会（福祉部門）
11月 2日	第2回第四次北本市総合振興計画後期基本計画策定幹事会（福祉部門）
11月 8日	第3回第四次北本市総合振興計画後期基本計画策定委員会（福祉部門）
11月 9日	第1回第四次北本市総合振興計画後期基本計画策定幹事会（環境・都市・産業部門）
11月 16日	第2回第四次北本市総合振興計画後期基本計画策定幹事会（環境・都市・産業部門）
11月 22日	第4回第四次北本市総合振興計画後期基本計画策定委員会（環境・都市・産業部門）
12月 19日	第1回第四次北本市総合振興計画後期基本計画策定幹事会（総務部門）
12月 22日	第2回第四次北本市総合振興計画後期基本計画策定幹事会（総務部門）
12月 27日	第5回第四次北本市総合振興計画後期基本計画策定委員会（総務部門）
平成24年	
1月 16日	議会全員協議会（後期基本計画（案）の説明及び意見照会）
1月 17日	パブリックコメント（開始）
1月 24日	第1回北本市総合振興計画審議会（諮問）
2月 7日	第2回北本市総合振興計画審議会
2月 15日	第3回北本市総合振興計画審議会（答申）
2月 15日	議会からの意見聴取・パブリックコメント（終了）
2月 24日	第6回第四次北本市総合振興計画後期基本計画策定委員会
3月 16日	市長決裁